

わたしの修習時代

紀尾井町：1948－70

湯島：1971－93

和光：1994－

41期(1987/昭和62年)

忍者の修行



会員 秋山 知文 (41期)

私の修習時代と最近考えていることをお話ししようと思います。

41期採用の修習人数は472名、10クラス編成で講義等を行なわれていました。湯島の旧岩崎邸で、クラスの集合写真を初日の開始式の際、記念に撮ったものが、今でも残っています。

当時の事務局長の上田豊三裁判官（後の最高裁判事）は、講話で「(500人が2学年あるので)1000人の虎を野に放す心境である」と話をされておりました。聞くとところによると、警察官に刑事訴訟法を講釈するなど、修習生の武勇伝や不始末が多数あったようです。

民裁・刑裁・検察・民弁・刑弁の主要5教科について、教官からの講義・起案・起案添削・講評、その他各種懇親会というのは、今の修習制度とは変わっていません。司法研修所や役所（裁判所・検察庁）に出勤の際、登庁簿に押印する制度も同じだと思います。

実務修習が、4クールに分かれていたことも同じですが、現在と違うのは、期間が大幅に長く、各クール4ヶ月間ありました。また、修習終了時の昭和64年（平成元年）は、不動産バブルが未だに崩壊しておらず、弁護士事務所の人気が高く、任官・任検という公務員組は若干敬遠されていました。

前期修習の湯島では、慣れぬ実務的な（即ち、手とり足とり教えるのではなく、自分で調べて考えるという）伝統的な教育方法と、クラスの中に関西圏の

修習生も半数近くおり、彼らがとても盛り上がるので、違う文化に初めて接したように驚きました。

2年目の12月から始まる後期修習では、二回試験に向けて、起案中心の修習を過ごしましたが、就職先が決まっていない同期生も多数おり、任官・任検者も、年明けに志望を決めるという仲間もいたように思います。

昭和64年1月7日には、昭和天皇が崩御されましたが、私は自宅起案をしており、特に研修所の予定も変わったことはなかったと記憶しています。

弁護士となり、当時の弁護修習を振り返ってみますと、弁護士事務所では、裁判手続や顧客対応、事務所経営のあり方を一通り、修習という名目で見学するわけですが、弁護士業務は、事件の処理の仕方はもとより、事件受任から事件終了後の報酬の確保まで、担当弁護士の個性が強く、そこに依頼者がついており、定型化・マニュアル化が難しいのではないかと感じています。

修習のためには、なるべく抽象化して学べるようにすることが好ましいのですが、定型化できない部分にこそ、弁護士業務の真髄・中核があり、この部分をどう伝えるのか、どう学んでもらうのかが重要に思います。

忍者の修行のような話になってしまいましたが、その後、法曹教育や司法修習制度の一環として、後輩の指導に携わるようになると、そんなことを日々考えるようになりました。